①都道府県	②市町村名	就学援助制度問い合わせ先（広報用）					7．新入学児童生徒学用品費等の入学前支給（要保護及び準要保護児童生徒）																			
		①部署名	②電話番号	③e-mail	④ウェブサイト	⑤その他（SNSなど）	（１）平成３０年７月時点の貴市区町村の実施状況について（各あてはまるもの１つに○）																			（２）（１）の補足 （小学校，中学校で内容が異なる場合は分けて記載）
							＜小学校＞①　実施・検討状況について				＜小学校＞② ①でアと回答…入学前支給を導入した時期 ①でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					＜中学校＞③　実施・検討状況について				＜中学校＞④ ③でアと回答…入学前支給を導入した時期 ③でイと回答…導入開始を検討（予定）している時期					
							ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	ア．入学前支給を行っている。	イ．入学前支給を行っていないが，現在検討はしている。	ウ．入学前支給を行っておらず，現在検討もしていない。	エ．その他（内容を７．（２）に記入してください。）	ア．平成２８年度（平成２９年度新入学分）以前	イ．平成２９年度（平成３０年度新入学分）	ウ．平成３０年度（平成３１年度新入学分）	エ．平成３１年度（平成３２年度新入学分）以降	オ．未定	
25	25	25	25	25	25	0	17	1	7	0	6	10	2	0	0	18	1	6	0	7	11	1	0	0	0	
秋田県	秋田市	秋田市教育委員会学事課	018-888-5806	ro-edsw@city.akita.lg.jp	http://www.city.akita.lg.jp/kurashi/kyoiku-gakko/1013020/1008522.html		○					○				○				○						
秋田県	能代市	教育委員会　学校教育課	0185-73-5281	gakkyo@city.noshiro.lg.jp	http://www.city.noshiro.akita.jp/c.html?seq=12386		○				○					○				○						
秋田県	横手市	教育委員会　教育指導部　学校教育課	0182-32-2414	gakkokyoiku@city.lg.jp	http://www.city.yokote.lg.jp/gakkokyoiku/page000024.html		○					○				○					○					
秋田県	大館市	大館市教育委員会　学校教育課学事係	0186-43-7112	gakuji@city.odate.lg.jp	http://www.city.odate.akita.jp/		○					○				○					○					
秋田県	男鹿市	男鹿市教育委員会学校教育課	0185-24-9101	kyouiku@city.oga.akita.jp	http//www.city.oga.akita.jp		○					○				○					○					
秋田県	湯沢市	教育部学校教育課	0183-73-2162	k-gakko@city.yuzawa.lg.jp	http://www.city-yuzawa.jp/		○					○				○					○					
秋田県	鹿角市	鹿角市教育委員会　総務学事課学事指導班	0186-30-0291	kyoui@city.kazuno.lg.jp	http://www.city.kazuno.akita.jp/				○									○								
秋田県	由利本荘市	教育委員会　学校教育課	0184-32-1330	gakko@city.yurihonjo.lg.jp	https://www.city.yurihonjo.lg.jp/kosodate/1133		○						○			○					○					
秋田県	潟上市	学校教育課	018-853-5361	esoumu@city.katagami.lg.jp	http://www.city.katagami.lg.jp/			○					○				○					○				
秋田県	大仙市	大仙市教育委員会教育指導部教育指導課	0187-63-1111	kyouiku-gak@city.daisen.lg.jp	http://www.edu.city.daisen.akita.jp/~ky-iinkai/		○				○					○				○						
秋田県	北秋田市	秋田県北秋田市教育委員会学校教育課	0186-62-6617	be-gimu@city.kitaakita.akita.lg.jp	http://www.city.kitaakita.akita.jp		○				○					○				○						
秋田県	にかほ市	教育委員会　学校教育課	0184-38-2266	kyouiku-gk@city.nikaho.lg.jp	http://www.city.nikaho.akita.jp		○				○					○				○						
秋田県	仙北市	教育委員会　教育総務課	0187-43-3382	kygakko@city.semboku.akita.jp	http://www.city.semboku.akita.jp		○					○				○					○					
秋田県	小坂町	小坂町教育委員会総務班	0186-29-2342	kyouiku@town.kosaka.akita.jp	http://www.town.kosaka.akita.jp/index.html		○					○				○					○					
秋田県	上小阿仁村	上小阿仁村教育委員会　総務学校班	0186-60-9000	kyouiku@vill.kamikoani.lg.jp	http://www.kamikoani.akita.jp				○									○								
秋田県	藤里町	教育委員会　学校教育係	0185-79-1327	gakkou@town.fujisato.lg.jp	http://www.town.fujisato.akita.jp/				○									○								
秋田県	三種町	三種町教育委員会事務局	0185-87-2115	kyoui@town.mitane.lg.jp	http://www.town.mitane.akita.jp/life/detail.html?category_id=85&article_id=1		○				○					○				○						
秋田県	八峰町	八峰町教育委員会　学校教育課	0185-77-2816	fagus8@shirakami.or.jp	http://www.town.happou.akita.jp/		○					○				○					○					
秋田県	五城目町	五城目町教育委員会　学校教育課	018-852-5372	g-gakko@town.gojome.lg.jo	http://www.town.gojome.akita.jp/		○					○				○					○					
秋田県	八郎潟町	八郎潟町教育委員会教育課	018-875-5812	kyouiku@town.hachirogata.lg.jp	http://www.town.hachirogata.akita.jp/				○									○								
秋田県	井川町	教育委員会	018-874-4424	kyouiku@town.akita-ikawa.lg.jp	http://www.town.ikawa.akita.jp/docs/2012112100064/		○					○				○					○					
秋田県	大潟村	教育委員会　学校教育班	0185-45-3240	edu-ogt@ogata.or.jp	http://ac.ogata.or.jp/				○									○								
秋田県	美郷町	教育委員会教育総務課教育総務班	0187-84-4914	kyoiku-so@town.akita-misato.lg.jp	http://www.town.misato.akita.jp/		○				○					○				○						
秋田県	羽後町	羽後町教育委員会学校教育担当	0183-62-2111	gakko@town-ugo.jp	http://www.town.ugo.lg.jp/				○							○					○					
秋田県	東成瀬村	教育委員会	0182-47-3415	kyouiku@vill.higashinaruse.lg.jp	http://www.higashinaruse.com/				○									○								

①都道府県	②市町村名	（３）①でアを選択した場合 小学校入学前の者に対する周知方法（あてはまるもの全てに○）						（４）カの内容	（５）（１）①③でアを選択した場合 支給した（する）時期（複数該当する場合は最も早い時期に○）									（６）（１）①③でウを選択した場合 入学前支給実施に向けての課題（複数可）					（７）（６）オの内容	（８）（１）①③でアを選択した場合，入学前支給後の転居等，入学時に支給対象外となった際の対応（１つ選択）			（９）（８）ウの内容	（１０）（１）①③でアを選択した場合，二重支給や支給漏れ防止のための望ましい対応
		ア．自治体の広報誌やＨＰに掲載	イ．就学時健康診断の際に案内を配布	ウ．域内の幼稚園や保育所で案内を配布	エ．域内の小中学校で案内を配布（兄弟姉妹がいる可能性があるため）	オ．民生委員やスクールソーシャルワーカーからの案内の配布	カ．その他		ア．８月以前	イ．９月	ウ．１０月	エ．１１月	オ．１２月	カ．１月	キ．２月	ク．３月	ケ．４月初旬（入学式前） ※追加	ア．予算確保が困難	イ．規則改正などの内部手続きに時間がかかる。	ウ．認定回数が増えるなどの事務業務量が増加する。	エ．支給後の転居などにより，二重支給や支給漏れが発生する恐れがある。	オ．その他		ア．受給者に対し，支給額の返還を求める。	イ．返還は求めず，転居先の市町村に対して，支給済みである旨を連絡する。	ウ．その他（内容を７．（９）に記入してください。）		
25	25	9	5	4	0	0	9	9	0	0	0	0	0	0	7	11	0	1	3	3	3	2	2	10	7	1	1	18
秋田県	秋田市	○	○												○										○			転学通知書と併せて支給済通知を添付し、転入先の学校へ提出する。
秋田県	能代市	○					○	入学予定児童の保護者へ直接送付								○										○	領収書の写し等により、市内での新入学用品の購入実績が確認できた場合は返還を求めず、転居先の市町村に対して支給済みである旨を連絡する。	他市町村との情報共有
秋田県	横手市	○					○	入学通知書送付時に、申請書も同封する								○									○			H29年度導入後、転居等による入学前支給の変動はないが、入学前支給が済んでいるかどうか転入前の市町村に対して確認することや、転出入者のチェックをするといった対応が望ましい。
秋田県	大館市		○													○									○			入学前支給を受けた者について、入学後の状況を全員分チェックする。
秋田県	男鹿市	○	○												○										○			転入前の市町村と情報共有。
秋田県	湯沢市						○	入学通知書に案内と申請書を同封								○								○				市町村間の連絡体制の整備
秋田県	鹿角市																		○	○	○							
秋田県	由利本荘市		○												○										○			他市町村との連絡体制の整備
秋田県	潟上市																											
秋田県	大仙市	○					○	入学決定通知書にお知らせを同封している。								○								○				入学前支給を受けた者について、入学後の状況を確認する。
秋田県	北秋田市						○	入学する保護者への通知に同封								○								○				当市では支給額の返還となった事例はないが、入学前支給を3月末に行うため、入学前児童生徒の転出入の情報を迅速に把握し対応する必要があると考えている。
秋田県	にかほ市	○		○												○								○				関係市町村との連携。名簿管理の徹底。
秋田県	仙北市						○	入学通知書発送時に同封し、郵送した。							○										○			名簿と財務管理を確実に行い、転出入等の際には他市町村との連携をしっかり行う。
秋田県	小坂町			○												○								○				転居情報の早期把握
秋田県	上小阿仁村																					○	需要を把握していないため。					
秋田県	藤里町																				○							
秋田県	三種町	○		○												○								○				受給者に対し，支給額の返還を求めるような対応を行ったことはないが、転居先市町村と連携を密にし、支給額や支給時期について情報共有を行うことが必要になると考える。
秋田県	八峰町	○					○	入学通知書発送時案内文書を同封した。								○								○				・転出入の情報を確認し、支給対象外になった者の把握に努める。 ・住民基本台帳担当部署より可能な限り転出入者の情報がもらえるよう、連携をとる必要がある。
秋田県	五城目町			○											○									○				保育園・学校と連絡を密にし、転入転出情報を提供してもらい事前に手続きしたり、戸籍窓口担当に児童生徒を含む転入転出届が出された場合、連絡をもらうようにしている。
秋田県	八郎潟町																	○	○	○								
秋田県	井川町						○	申請があった保護者へ直接周知を行う。							○									○				保育園・学校と連絡を密にし、転入転出情報を提供してもらい事前に手続きしたり、戸籍窓口担当に児童生徒を含む転入転出届が出された場合、連絡をもらうようにしている。
秋田県	大潟村																			○	○							
秋田県	美郷町	○	○				○	入学通知書発送時に案内文書を同封								○								○				学齢児童生徒の他市町村への転出または町内転居、親または学齢児童生徒の戸籍に関する届出がある場合、他課と情報を共有し、各種手続きに漏れがないように対応している。
秋田県	羽後町														○							○	・前年度の所得で審査することになり、当該年度の所得の再審査で返還が発生する可能性があるため。 ※30年度は、4月初旬に認定し、4月中旬に支給。		○			特になし
秋田県	東成瀬村																		○									